

加圧送水装置の基準を改正 消 防 庁

特定施設（認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設）のうち、275㎡以上の施設については、スプリンクラー設備を設置することが義務づけられたが、1,000㎡未満の施設については、通常のスプリンクラー設備の代わりに、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することでも良いとされている。（平成19年6月法令改正）

特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、基本的に加圧送水装置を必要としないが、ポンプ式加圧送水装置を有するものもある。

（別図参照）

特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、加圧送水装置を使用する場合でも、非常電源を必要としない。このため、電動機を使用せず内燃機関を直結したポンプ式の加圧送水装置も適用できるものとされ、平成20年12月26日付けで「加圧送水装置の基準」（消防庁告示）の改正が行われた。

平成21年4月1日より施行される。

これにより、電動機を使用したポンプ式の加圧送水装置と同様に、小規模特定施設に限定した内燃機関を使用したポンプ式の加圧送水装置についても、登録認定制度の適用が可能となった。

以下に改正された基準のうち、内燃機関に関する箇所の概要を示す。

1. ポンプ方式の加圧送水装置

回転する羽根車により与えられた運動エネルギーを利用して送水のための圧力を得る方式の加圧送水装置で、ポンプ及び電動機（特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプ方式の加圧送水装置にあつては、電動機又は内燃機関）並びに制御盤、呼水装置、水温上昇防止用逃し配管、ポンプ性能試験装置、起動用水圧開閉装置、フート弁その他必要な機器（特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプ方式の加圧送水装置にあつては、これらに加えて、補助水槽。以下「付属装置等」という。）で構成されるものをいう。

（別表および別図参照）

2. 内燃機関

内燃機関は、次に定めるところによること。

- (1) 外部から容易に人が触れるおそれのある充

電部及び駆動部は、安全上支障のないように保護されていること。

- (2) 起動信号を受けてから定格吐出量に達するまでの時間は、40秒以内であること。
- (3) セルモーターに使用する蓄電池は、各始動間に5秒の間隔を置いて10秒の始動を3回以上行うことができる容量のものを用い、常時充電可能な充電器を設けること。
- (4) 燃料タンクは、次に適合するものであること。
 - イ 液体を燃料とするものにあつては、運転に支障のない強度を有し、かつ、燃料に対して耐食性を有するものであること。
 - ロ ガスを燃料とするものにあつては、運転に支障のない強度を有するものとするほか、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定によること。
 - ハ 燃料タンクは、ポンプを定格負荷の状態
で30分以上運転できる量の燃料を保有し、
かつ、燃料タンク内の燃料の量を確認
することができる構造とすること。

3. 補助水槽

補助水槽は、次に定めるところによること。

- (1) 補助水槽には、減水したときに当該水槽に水を自動的に補給するための装置が設けられていること。
- (2) 補助水槽は、ポンプの運転に支障のないよう、十分な量の水を安定的に供給できるものであること。

【 解 説 】

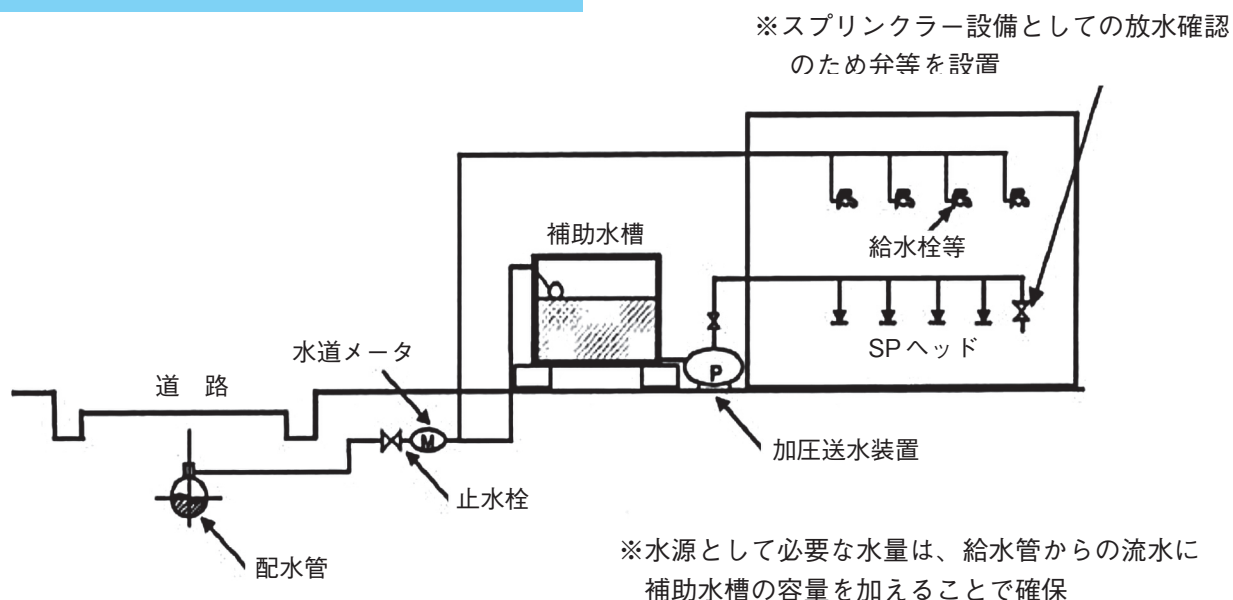
- (1) 1,000㎡以上は非常動力装置とされ、1,000㎡未満は内燃機関（ディーゼルエンジン、ガスエンジン、ガスタービン）とされた。
- (2) 「自家発電設備の基準」は適用されない。
- (3) 「蓄電池設備の基準」に規定する蓄電池以外の蓄電池も適用できる。
- (4) ガスポンベを使用したガスエンジンやガスタービンも適用できる。
- (5) 通常のスプリンクラー設備に必要とされる水源は不要とされ、必要とされる量の補助水槽を設けることとされた。

特定施設(令別表第一(6)ロ)に設置されるスプリンクラー設備において使用できる加圧送水装置

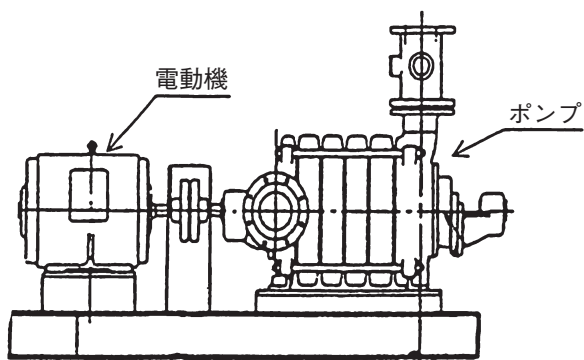
延べ面積	加圧送水装置の種別	非常電源	水源等
275m ² 未満	(対象外)	—	—
275m ² 以上 1,000m ² 未満	電動機+ポンプ式加圧装置(告示基準:登録認定) 内燃機関+ポンプ式加圧装置(告示基準:登録認定検討中)	不要	補助水槽
1,000m ² 以上 2,000m ² 以下	電動機+ポンプ式加圧装置(告示基準:登録認定) 非常動力装置+ポンプ式加圧装置(課長通知:性能評定)	要	水源
2,000m ² 超	電動機+ポンプ式加圧装置(告示基準:登録認定)	要	水源

※ 既存の防火対象物で平屋建て延べ面積 1,000 m²以上のもののうち、一定の要件を満たす防火対象物については、消防法施行令第 32 条を適用し、通常のスプリンクラー設備に代えて特定施設水道連結型スプリンクラー設備とする特例や、通常のスプリンクラー設備の設置が免除される例外が示されている。

① 直結・受水槽補助水槽併用式

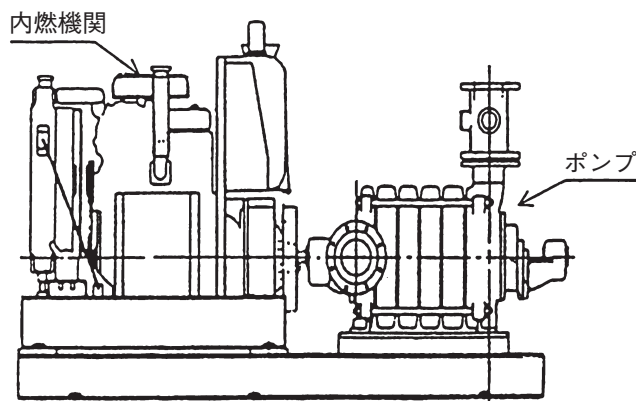


② 電動機+ポンプ式加圧送水装置



- ・非常電源は不要
- ・消防用設備等の登録認定制度対象設備

③ 内燃機関+ポンプ式加圧送水装置



- ・非常電源は不要
- ・消防用設備等の登録認定制度対象設備